

議案第18号

久喜市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

久喜市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成22年久喜市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表行政評価委員会の項の次に次のように加える。

P F I 等審査委員会	委員	日額 10,000円
--------------	----	------------

同表公共施設個別施設計画検討委員会の項の次に次のように加える。

新総合複合施設整備検討委員会	委員	日額 6,000円
----------------	----	-----------

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

令和3年2月8日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

非常勤特別職の報酬の新規制定を行いたいので、この案を提出するものであります。